

[様式第3号]

資料提供年月日	平成27年7月28日	
問い合わせ先	課名	住宅課・建築指導課
	電話	住宅課 直通 803-1466 内線 4660 建築指導課 直通 803-1443 内線 4610
担当者	職名・氏名	住宅課長 矢吹幸司
	職名・氏名	建築指導課長 久保代士夫

広 報 連 絡

<市長定例記者会見資料>

- 1 件 名 空き家の診断及び除却に対する補助の新設について
- 2 趣 旨 5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたことを受け、所有者等による空き家の適正管理に対する支援を強化するため、現在実施している「空き家の再生活用を促進するためのリフォーム経費の補助」に加えて、「空き家の劣化診断（耐震診断を含む）及び除却に係る経費の補助」を始めます。
- 3 申請受付
(1) 受付開始 平成27年8月3日（月）
(2) 受付場所 岡山市役所 本庁舎6階 住宅課
- 4 申請書等 住宅課又は建築指導課で配布のほか、市ホームページに掲載（希望者には郵送）
- 5 添付書類
 - ・岡山市空き家適正管理促進モデル事業(空き家診断)パンフレット
 - ・岡山市空き家適正管理促進モデル事業(除却)パンフレット

空き家の活用を図るため、空き家診断経費の一部を補助します。

岡山市空き家適正管理促進モデル事業

事業概要

◆補助事業者◆

- 空き家の所有者
- 岡山市の税金を滞納していない者
- 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む）でない者等

◆補助対象空き家◆

【耐震診断等】

- ① 岡山市内にある一戸建て木造住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
- ③ 構造が、丸太組工法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法以外の木造
- ④ 地上階数が2以下のものであること
- ⑤ 6ヶ月以上空き家となっているもの
- ⑥ 補強計画の場合、耐震診断実施済みのもの

【劣化診断】

同上（①の住宅には、住宅に付属する門、塀及び擁壁等を含み、かつ、②は除く）

◆補助事業◆

◎空き家診断

【昭和56年5月31日以前に着工したもの】

耐震診断等＋劣化診断

【昭和56年6月1日以降に着工したもの】

劣化診断のみ

- 耐震診断等（既存住宅の耐震診断、補強計画及び計画後の耐震診断）
- 劣化診断（「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（平成25年6月国土交通省策定）に則して行う既存住宅現況検査）
- 平成27年12月末までに実績報告書提出の見込みがあるもの

◆補助金額◆

補助事業に要する金額を定額補助します。

【耐震診断等】（床面積が200㎡以下のもの）

耐震診断（一般診断）4万円（定額）

補強計画（一般診断）2万8千円（定額）

上記を精密診断で行う場合は、

対象事業費×2/3 上限額は8万4千円

【劣化診断】

劣化診断 6万円（定額）

予算に達ししだい受付終了します。

事前相談 平成27年8月3日（月）から

申請受付 平成27年8月3日（月）から

補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前の相談をお願いします。

相談日時については、必ず事前に予約をしてください。（下記連絡先）

相談・申請受付窓口 岡山市都市整備局住宅課計画係（市役所本庁舎6階）

事業内容や様式はホームページにも掲載しています。

電話：（086）803-1466

FAX：（086）803-1879

電子メール：juutaku@city.okayama.jp

ホームページ：http://www.city.okayama.jp/toshi/jutaku/

受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

手続きのながれ

事前相談

補助の対象となるかの確認、添付書類のご案内などをします。
書類に不備がある場合は受付できませんので、あらかじめ予約のうえ、事前相談にお越しください。
予算に達ししだい受付を終了します。

補助金交付申請
(申請者→市)

申請書類は受付窓口にお持ちください。(郵送不可)

原則全ての方に提出していただく添付書類

- ・補助金交付申請書
- ・申請者の住民票（現に市内に住民登録をしている方は省略可）
- ・対象住宅の不動産登記事項証明書（建物のみ）
- ・申請者の納税証明書（岡山市提出用）
- ・空き家期間の確認資料（電気・水道の明細など）

※ この他にも補助要件等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

※ 審査には2～3週間かかります。

補助金交付決定
(市→申請者)

着手～完了

補助金交付決定通知書を受け取った後、耐震診断・補強計画に着手してください。面積や構造等に変更があった場合や、事業を中止される場合は、速やかにご連絡ください。

精密診断の場合は、着手後、契約書の写しを添付の上、着手届を提出してください。

※一般診断による耐震診断・補強計画については交付決定後、各自で診断等費用を一般社団法人岡山県建築士事務所協会へお支払いいただきます。

実績報告
(申請者→市)

平成27年12月末まで

精密診断の場合、実績報告に添付していただく主な書類

- ・耐震診断・補強計画事業の領収書の写し
- ・耐震診断結果報告書及び評価書の写し
- ・補助金交付決定通知書の写し

※この他にも書類の提出をお願いすることがあります。

補助金確定通知
(市→申請者)

補助金請求
(申請者→市)

必要に応じて空き家の現況等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

補助金振込
(市→申請者)

偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、岡山市補助金等交付規則の規定に基づき、その全額又は一部を返還していただくことがあります。

空き家の適正管理を促進するため、除却経費の一部を補助します。

岡山市空き家適正管理促進モデル事業

老朽化した空き家を放置すると、防災・防犯・衛生・景観のうえで近隣に迷惑をかけることとなります。損害が生じた場合、所有者の責任になります。早めの管理を！

事業概要

◆補助事業者◆

- ・空き家の所有者(個人)または所有者の承諾を受けた者
- ・岡山市の税金を滞納していない者
- ・暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む)でない者

◆補助対象空家等◆

- ・岡山市内にあること
- ・概ね1年以上空き家となっているもの
- ・空家等の物的状態が、以下のいずれか1つ以上であること。
 - (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態
 - (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態
 - (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (二) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- ・敷地を同じくする補助対象空家等(所有者が異なるものを除く。)は同一のものとしみなします。

◆補助事業◆

- ①除却工事(建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事)
 - ②除却工事及び附帯工事(敷地にある門扉、塀、立木等の撤去に係る工事)
 - ③応急措置(地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置)
- ・平成28年2月末までに実績報告書提出の見込みがあるもの
 - ・市内施行業者が行う工事等に限りません。

◆補助金額◆

補助事業の工事等に要する金額の**3分の1**を補助します。(千円未満切捨て)

- ・上記①又は②の上限額は50万円(上記③を実施済の場合は、その補助金額を除く)
- ・上記③の上限額は10万円

予算に達しだい受付終了します。

◆補助事業者の責務◆

事業実施後、空家等又は空家等の跡地について適正な管理を行わなければなりません。

事前相談 平成27年8月3日(月)から

申請受付 平成27年8月3日(月)から

補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前の相談をお願いします。

相談日時については、必ず事前に予約をしてください。(下記連絡先)

相談・申請受付窓口 岡山市都市整備局住宅課計画係 (市役所本庁舎6階)

事業内容や様式はホームページにも掲載しています。

電話:(086)803-1466

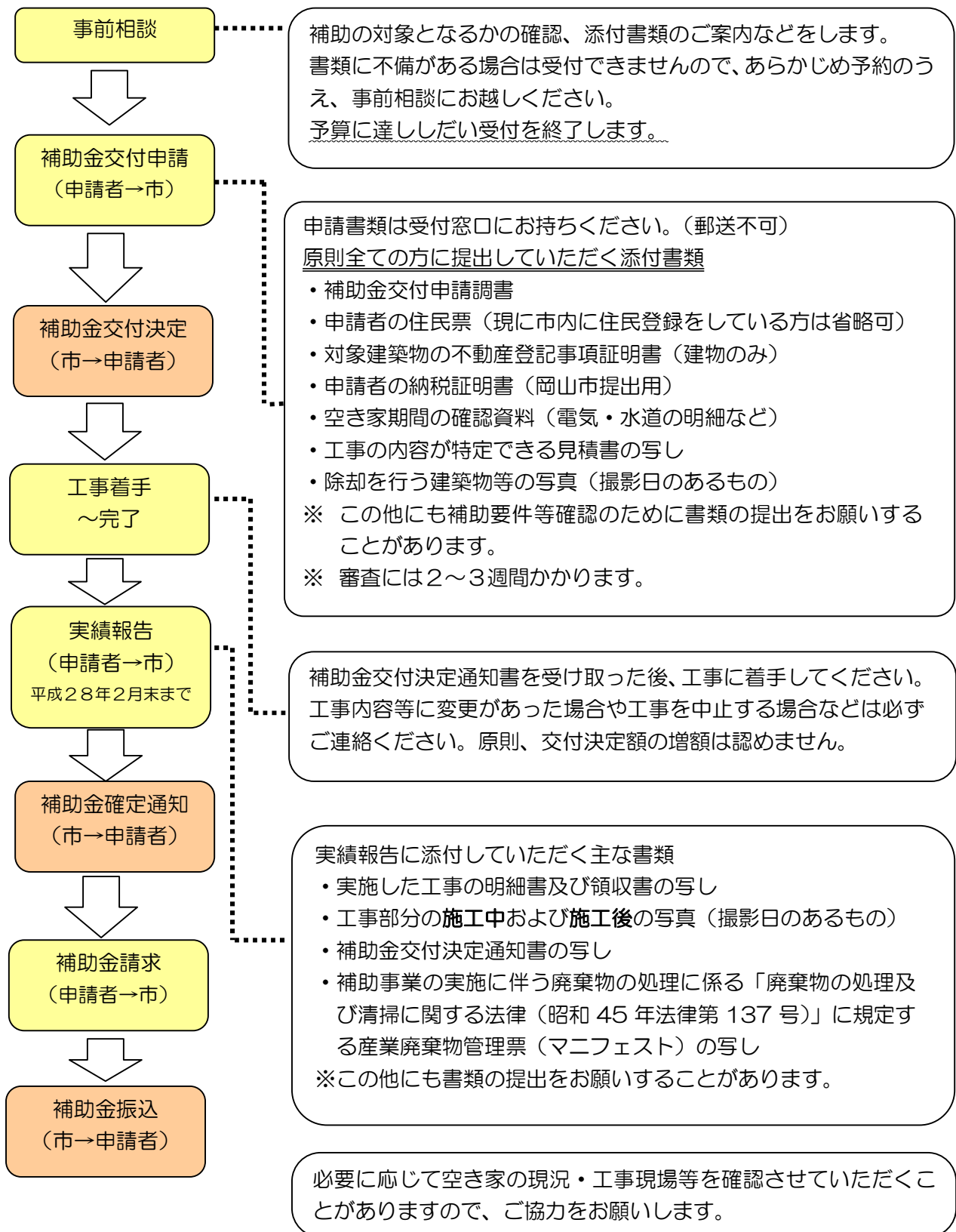
FAX:(086)803-1879

電子メール:juutaku@city.okayama.jp

ホームページ:http://www.city.okayama.jp/toshi/jutaku/

受付時間:8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

手続きのながれ



偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、岡山市補助金等交
付規則の規定に基づき、その全額又は一部を返還していただくことがあります。